

政策大綱 2 環境・安全

豊かな自然に包まれ、
安全・安心に暮らせるまち

2-1

健全で良好な生活環境の維持

10年後の
目指す姿

- 豊かな自然環境が保全され、自然と共生する暮らしが営まれています。
- 公害のない、安心して暮らせる環境が維持されています。

5年間の
取組の方針

- 生態系の維持と生物多様性の確保に努めます。
- 里山を活用した環境学習・体験の機会の充実を図ります。
- 環境保全体制の強化と公害防止対策を推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
公害苦情処理件数	公害苦情処理簿による処理件数	160件	100件	50件

現状と課題

- 本市は豊かな自然に恵まれており、古くから地域の暮らしに密接に関わってきた里地や里山、水辺などが多く、さまざまな動植物が育まれ、自然と人との共生による独自の環境が維持されてきました。しかし、近年は里地や里山などの活用機会や農業・林業従事者の減少等による荒廃が進行しており、多様な生物の生息環境の悪化、農地や生活圏への鳥獣被害の増加や外来種の繁殖などが懸念されています。
- 市民の生活や経済活動が多様化する中、従来の大規模な経済活動に由来する産業型公害だけでなく、近年では市民の生活や経済活動によって生じる廃棄物や、生活排水などが原因である生活型公害への対応が求められています。それぞれの状況に応じた迅速な把握と適切な対応を、関係機関との連携を図りながら推進することが必要です。
- 墓地を承継する親族のいない世帯の増加、墓地や葬送に対する市民の考え方の多様化やニーズの変化などを踏まえた市営墓地のあり方の検討が必要です。
- 農地としての機能回復に向けた公害防除特別土地改良事業の一層の推進を図り、安定した農業経営を支える基盤を確保することが必要です。

施策展開の方向

1 健全な生態系を維持し、生物多様性を確保します。

◆生態系への人為的影響の軽減

健全な生態系を維持し、生物の多様性を確保するため、道路や河川などの基盤整備等にあたって、生態系への影響の軽減に努めます。

◆自然との共生についての啓発

生物の多様性やその保全の重要性、外来種の影響、自然との共生などについて学習できる機会の充実を図ります。

2 里地・里山の保全と活用を進めます。

◆里地・里山の保全・活用

里地・里山の役割について周知を図るとともに、市民や関係機関・団体等との連携による維持・管理活動を推進します。また、身近な自然環境や自然との共生について学習できる場としての活用を推進します。

3 健全で良好な生活環境を守ります。

◆公害の未然防止体制の強化

大気汚染、水質汚濁や騒音、振動の定期的な調査の実施と、その結果を受けた迅速な対応を行うとともに、適切な改善指導を行います。また、市民の日常生活や経済活動などを主な原因とする生活型公害の防止や対策の強化を推進します。

◆通報対応・規制・監視・指導の強化

公害事案の通報、公害苦情への迅速で適切な対応に努めるとともに、発生源の特定と指導、規制や監視の強化を推進します。

4 誰もが快適に暮らせる環境をつくります。

◆市営聖苑・墓地の整備

市営すみれヶ丘聖苑の適切な維持管理に努めます。また、周辺環境に配慮しつつ、取得しやすく、安心して利用できる新たな市営墓地の整備を推進します。

5 公害汚染地域の機能回復を推進します。

◆公害防除特別土地改良の推進

農地としての機能回復に向けた、公害汚染地域やその周辺地域における公害防除特別土地改良を推進し、該当地域での安定した農業経営を支える基盤の確保を図ります。

市民の役割

- ▶ 地域の自然環境に関心を持ち、保全や活用のための活動に積極的に関わります。
- ▶ 所有する里地・里山の維持管理に努めます。
- ▶ 自然環境の保全や活用のための活動に積極的に関わります。
- ▶ 生活排水の垂れ流しや廃棄物の野焼きなど、生活型公害の発生防止に努めます。

関連する計画・指針等

・安中市環境基本計画【計画期間：平成28～37年度】

2-2

低炭素・循環型社会の実現

10年後の
目指す姿

- 市民、事業者、行政の協働による廃棄物の適正な処理と減量・リサイクルの取組が進んでいます。
- 省エネルギー化や新エネルギーの活用など、賢いエネルギー利用が進んでいます。

5年間の
取組の方針

- 市民、事業者、行政がともに廃棄物の適正な処理と減量・リサイクルへの関心を高め、総働で廃棄物問題に取り組むための体制づくりを推進します。
- 環境負荷の少ない地域社会の実現に努めます。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
市民1人1日あたりのごみ排出量	処理施設への搬入量を総人口と日数で除した値	972g	923g	875g
再生利用率(リサイクル率)	ごみの総排出量に占める再資源化(リサイクル)量の割合	11.5%	22.2%	22.4%

現状と課題

- ごみの減量化やリサイクルについて、分別収集の細分化や、ごみの発生を抑制するリデュース (Reduce)、ごみとして捨てずに繰り返し使うリユース (Reuse)、リユースできなくなったものを再資源化するリサイクル (Recycle) の3R活動の推進を図っています。本市のごみの総排出量は、平成20(2008)年度以降、緩やかな減少傾向にあります。市民1人あたりの排出量は全国平均を上回っています。
- 有価物の集団回収を実施した団体への報奨金交付、古紙や古着などの行政回収を実施していますが、紙類等の回収量は減少傾向にあり、リサイクルについて、より積極的な市民への働きかけによる推進が必要です。
- 売れ残りや食べ残し、または製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化と、肥料や飼料等へのリサイクルが求められています。
- ごみ・し尿処理施設について、長寿命化等の改良整備が進み、現状を踏まえた受入れ体制が確保されました。
- 地球温暖化などの気候変動に伴う自然災害の多発、生態系や農業、水資源への影響などは市民に身近な環境問題となっており、本市では「安中市環境基本計画」を策定し、行政が率先して取組を進めるとともに、市民・事業者への普及活動を推進しています。今後、市域からの温室効果ガスの排出抑制をさらに推進するためには、エネルギーの有効利用や化石燃料に頼らない再生可能エネルギーなどの新エネルギーの活用が重要です。

- ・地震や水害等の大規模災害が発生した場合、建物等の被災によるがれき類や、避難所からのごみ・し尿等、一時的に大量の廃棄物が発生することが想定されており、事前の十分な対策の検討や計画化、訓練等の実施が必要となっています。これについて、「安中市災害廃棄物処理計画」に基づく備えを進めており、今後も、状況に応じた適切な備えに努める必要があります。

施策展開の方向

1 ごみの減量化・再資源化・適切な処理を促進します。

◆ごみの減量化・資源の再利用の推進

ごみの減量化、再資源化について、市民、事業者に向けたさらなる周知・啓発を図り、分別収集の細分化や3R活動を推進します。

2 処理機能の適切な維持に努めます。

◆ごみ・し尿処理設備の適切な運用

ごみ・し尿処理施設の適切な運転管理と、定期的な点検整備に伴う補修等を適切に実施し、設備・機器の長寿命化と処理能力の維持に努めます。

3 エネルギーを賢く使うまちづくりを進めます。

◆省エネルギーの推進

市有施設の省エネルギー化を推進するとともに、市民・事業者による省エネルギーのための意識啓発や知識の普及を図ります。

◆新エネルギーの活用促進

太陽光や太陽熱の活用と普及を促進するとともに、中小水力発電やバイオマス発電などの導入について調査と検討を推進します。

4 災害時の適切な廃棄物処理に備えます。

◆災害時の廃棄物処理体制の構築

災害時に廃棄物の適切な処理が円滑にできるよう、安中市災害廃棄物処理計画を見直すとともに、関係機関との連携強化、役割分担の明確化を推進し、平時から相互支援体制の構築を図ります。

市民の役割

- ▶ 家庭や事業所から排出されるごみの分別・減量に努めます。
- ▶ ごみの減量化や再資源化に関心を持ち、情報の取得と行動に努めます。
- ▶ 省エネルギー行動や新エネルギー活用に努めます。
- ▶ 災害時にも適切な廃棄物処理と分別に努めます。

関連する計画・指針等

- ・安中市環境基本計画【計画期間：平成28～37年度】
- ・安中市一般廃棄物処理基本計画【計画期間：平成20～35年度】
- ・ごみ処理施設長寿命化計画【計画期間：平成25～43年度】
- ・し尿処理施設長寿命化計画【計画期間：平成24～41年度】
- ・安中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【計画期間：平成28～32年度】
- ・安中市災害廃棄物処理計画【計画期間：平成24～33年度】

2-3

環境保全活動の促進

10年後の
目指す姿

- 市民、事業者、行政のそれぞれが環境に配慮した取組を進めるとともに、相互にステップアップしながら、総働で環境課題に取り組んでいます。
- 豊かな自然を活かした持続可能なまちづくりが進んでいます。

5年間の
取組の方針

- 市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、行動する体制づくりを推進します。
- 環境活動に総働で取り組む体制づくりを推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
群馬県環境アドバイザーの 市内在住者登録人数	群馬県調べ	20名	30名	50名

現状と課題

- 本市では、多くの市民や団体により、環境に関する取組が積極的に進められています。今後は市民、事業者、行政がそれぞれの特性を活かし、立場を尊重し合いながら、全市的な取組に発展させる必要があります。
- 市民一人ひとりの環境学習を促進するため、情報の提供や環境学習の機会の充実が必要です。

施策展開の方向

1 環境について市民一人ひとりが学び、行動するまちづくりを進めます。

◆環境意識の啓発

環境について学び、行動するきっかけとなるイベントや情報の提供を積極的に行い、市民、事業者の環境意識向上を促進します。

◆環境教育・環境学習の機会の充実

環境学習プログラム等の環境教育・学習体制の整備と機会の充実を図り、環境について学び、行動し、これからの環境教育や活動を担う人材の育成を推進します。

2 市民・事業者・行政の協働による環境活動を推進します。

◆総働による環境保全活動の支援

総働による活動を促進するとともに、地域コミュニティや市民主体による環境保全活動の支援を推進します。

3 環境団体や市民との交流・ネットワークづくりを推進します。

◆環境交流の推進

環境保全活動に取り組む団体間の情報交換や交流機会の充実を図り、環境ネットワークづくりを推進します。

◆「あんなか市民の環」の構築

「安中市環境基本計画」の効果的な推進のため、市民、事業者、民間団体、行政からなる市民会議「あんなか市民の環」*の構築と活動支援を推進します。

市民の役割

- ▶ 地域の環境に関心を持ち、学び、活動します。
- ▶ 市が行う環境イベントや学習機会を積極的に活用します。
- ▶ ごみの減量やリサイクル、環境パトロールに努めます。

関連する計画・指針等

- ・安中市環境基本計画【計画期間：平成28～37年度】

※ 市民会議「あんなか市民の環」：市民・事業者・民間団体・行政などによる市民総働で進めるプロジェクトの立案と推進などを支援する組織。安中市環境基本計画に関わる取組の具体的内容を提案し、市との連携による効果的な展開を目指す。

2-4 防犯対策の推進

10年後の
目指す姿

- さまざまな犯罪抑止対策により、安全で安心して暮らせるまちになっています。

5年間の
取組の方針

- 自主防犯組織、警察、防犯協会、行政の連携による防犯対策を推進します。
- 近隣市町村との情報共有や市民への情報提供の充実により、防犯意識の高揚と犯罪の未然防止を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年)	中間目標値 (H34年)	最終目標値 (H38年)
刑法犯認知件数	安中警察署調べ	315件	240件	235件

現状と課題

- ・近年、安中警察署管内における刑法犯の認知件数は減少傾向となっています。しかし、不審者による子どもへの声かけ事案や高齢者を狙った振り込め詐欺など、犯罪の巧妙化が進んでいます。青色回転灯を点けたパトロールカー「青パト」による巡回パトロールや、振り込め詐欺防止のためのATM（現金自動預け払い機）警戒など、警察等との連携により未然防止策をさらに進めることが必要です。
- ・平成26・27（2014・2015）年度に防犯灯のLED化を実施し、夜間の安全な通行と犯罪防止のための機能の安定化とともに、環境負荷や管理費用の削減を図っています。また、警察との連携による防犯カメラの運用を進めています。
- ・子どもたちを犯罪等から守り、安全を確保するために地域の各戸が協力する「子ども安全協力の家」の取組が各小学校を中心に進められており、平成29（2017）年度は406戸が登録されています。

施策展開の方向

1 防犯意識の高揚に努めます。

◆防犯意識の高揚

警察、安中市防犯協会などの関係機関と連携・協力し、県民防犯運動をはじめとした各種防犯運動の積極的な展開により、市民の防犯意識の高揚を図ります。また、防犯講座の開催、メール配信、チラシ等による防犯情報提供等、安全・安心なまちづくりに向けた啓発・広報活動を推進します。

◆暴力を排除する意識の高揚

安中市暴力排除推進協議会との連携・協力により、市民の暴力排除意識の高揚を図り、暴力のないまちづくりを推進します。

2 地域ぐるみの防犯体制づくりを推進します。

◆防犯協会・自主防犯組織の活動支援

さまざまな犯罪の未然防止に向けて、安中市防犯協会及び各地区の自主防犯組織の充実・拡大を図るとともに、防犯活動への指導や助言、その他必要な支援を推進します。

◆地域ぐるみの防犯活動の促進

安中市防犯協会を中心とした青色回転灯装着車や各地区の自主防犯組織による巡回パトロールの実施など、各地区の実情に即した地域ぐるみの防犯活動を促進します。

◆地域による学校安全体制整備の支援

通学路の安全点検や危険箇所の改善、「子ども安全協力の家」の周知徹底と活用を図るなど、学校や通学路などにおける児童・生徒の安全確保の取組を支援します。

◆犯罪が起きにくい地域環境の整備

犯罪防止に配慮した道路、公園、駐車場、住宅など、防犯環境の整備に努めます。また、LED防犯灯の設置や電気料金の負担補助など、犯罪の起きにくいまちづくりのための地域の取組を支援します。

市民の役割

- ▶ 防犯意識を高め、地域の防犯に努めます。
- ▶ 自主防犯組織を中心とした地域住民による防犯活動（子どもの登下校時の見守りなど）に積極的に関わります。
- ▶ 防犯のための情報や啓発の機会を活用します。

子ども安全協力の家登録件数（平成 29（2017）年度）

校区名	登録件数	校区名	登録件数
安中小学校区	62	後閑小学校区	41
原市小学校区	36	松井田小学校区	23
磯部小学校区	33	臼井小学校区	9
東横野小学校区	36	西横野小学校区	25
碓東小学校区	72	九十九小学校区	11
秋間小学校区	48	細野小学校区	10
		合計	406

2-5

交通安全対策の推進

10年後の 目指す姿

- 交通安全意識が高く、運転ルールやマナーを守り、思いやりのある行動をとる市民が多いまちになっています。
- 必要な場所に適切な交通安全施設の整備がされています。

5年間の 取組の方針

- 警察、交通安全協会、市の連携による交通安全意識の高揚・啓発活動を推進します。
- 効果的で適正な交通安全施設の設置や維持管理の推進により、交通事故の未然防止を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年)	中間目標値 (H34年)	最終目標値 (H38年)
交通事故（人身事故）発生件数	安中警察署調べ	358件	250件	200件

現状と課題

- 近年、交通安全意識の高揚・啓発や道路環境の整備等の推進により、本市の交通事故発生件数は減少傾向となっています。しかし、高齢者人口の増加に伴い、高齢者が関係する交通事故の件数は高水準で推移しており、平成 29（2017）年では発生事故 358 件のうち 65 歳以上が関係する事故（138 件）は約 4 割を占めています。高齢になっても安心して安全に暮らせるよう、高齢者の状況に即した交通安全対策が必要です。
- 交通安全のための道路設備等の設置を推進していますが、経年劣化が見られる設備等もあることから、設備点検の強化や、機能劣化が確認された場合の迅速な改修等の対応が必要です。

施策展開の方向

1 交通安全意識の高揚に努めます。

◆交通安全意識の高揚

警察、交通安全協会などの関係機関と連携・協力した交通安全運動の積極的な展開により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。また、交通安全教室の開催、チラシ等による情報提供により、交通安全に関する啓発・広報活動を推進します。

◆高齢者の交通安全の推進

警察・交通安全協会などの関係機関と連携・協力して、高齢者の特徴を踏まえた講話や、実践的な活動を取り入れた交通安全教室等を展開し、高齢者が関係する交通事故の未然防止に努めます。

◆高齢者の運転免許証自主返納の促進

加齢に伴う身体機能や判断力の低下などにより自動車の運転に不安を感じている高齢者などの運転免許証の自主返納を促進し、高齢者の交通事故削減を図ります。

2 交通安全のための機能充実に努めます。

◆交通安全のための施設・設備の設置と維持

道路や交通量等の状況に応じて必要な交通安全施設・設備の設置を推進し、交通事故の未然防止を図ります。また、通学路の点検や交通安全巡回広報活動等を通じた交通安全施設・設備の機能点検を適宜実施し、状況把握を図るとともに、機能劣化が確認された場合の迅速な改修等に努めます。

◆交通指導員の活用

交通指導員を適宜通学路に配置し、児童・生徒の交通安全の確保と指導を推進します。

◆交通安全のための連携体制の拡充

関係機関・団体との連携により、交通安全に関する情報を共有するとともに、各種事案への対策を円滑に進めることができる体制の維持・拡充を図ります。

市民の役割

- ▶ 交通安全意識を高め、交通ルールとマナーを守ります。
- ▶ 高齢者や子どもたちの交通安全に努めます。
- ▶ 地域や家庭などで交通安全について考える機会を持ちます。

関連する計画・指針等

- ・安中市交通安全条例

高齢者（65歳以上）の交通事故発生状況

平成27年（1月～12月）	発生件数	333件
	内65歳以上の件数	129件
平成28年（1月～12月）	発生件数	356件
	内65歳以上の件数	103件
平成29年（1月～12月）	発生件数	358件
	内65歳以上の件数	138件

2-6

防災・減災対策の推進

10年後の
目指す姿

- 市民と行政の協働による防災体制、自主防災組織と防災関係機関の連携体制が確保され、災害に強いまちになっています。
- 消防団員の活動を支援する取組が地域に浸透しています。

5年間の
取組の方針

- 各種訓練や防災啓発活動等を通じて、市民総働の体制づくりを推進します。
- 自主防災組織未設置地区の解消に努めるとともに、地域防災力の向上と市全体での危機管理体制の充実を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
消防団協力事業所数	市内登録事業所数群馬県調べ	0組織	5組織	25組織
「ぐんま消防団応援の店」登録店舗数	市内登録店舗数群馬県調べ	3店	15店	27店
自主防災組織率 〔市民主体の防災体制の整備状況を測る指標〕	総世帯数に占める自主防災組織がカバーする世帯数の割合	15%	65%	100%

現状と課題

- ・地震や豪雨等の自然災害から市民の生命・身体・財産を守るため、消防・救急体制の充実・強化を推進しています。特に地域防災の中核を担う消防団の役割が重要となっていることから、近年は、消防団詰所や車両設備の更新など、機能強化を図っていますが、消防団員の人員確保が困難な状況にあります。
- ・災害時に、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、行政などの公的機関による支援「公助」の連携・協働が被害の軽減や早期の復旧・復興につながります。そのため、危機管理体制の充実・強化を図るとともに、市民の防災意識の高揚・啓発、自主防災組織の結成促進など、市民と行政が一体となった防災体制を構築することが必要となっています。
- ・周辺諸国による軍事的な危機や海外でのテロ事件の頻発など、我が国においても外部から武力攻撃を受ける等の事態の発生が懸念されていることから、国や県との連携により、万一の武力攻撃事態等に備えた情報伝達手段の確保や迅速な避難体制づくりが必要となっています。

施策展開の方向

1 危機管理体制の確保を図ります。

◆消防施設の計画的な維持管理

消防団詰所、車両、大規模災害に備えた防火水槽など、消防施設の計画的な維持管理を図ります。

◆協力体制の強化

消防、警察及び自衛隊などの防災関係機関や、災害時相互応援協定を締結している自治体、災害時の物的・人的支援などを目的とした協定を締結している企業・関係団体などとの協力体制の強化を図ります。

◆ 計画的な備蓄

備蓄物品を計画的に購入し、災害時に速やかに対応できる体制づくりに努めます。また、各家庭や企業などに対する備蓄の普及・啓発を推進します。

◆ 危機管理体制の充実

「安中市地域防災計画」や、災害時における非常時優先業務を実施するための資源の確保等を定めた「業務継続計画（BCP）」の随時見直しによる実効性の向上を図ります。また、防災施策に男女共同参画の視点を取り入れ、市民の多様なニーズに対応した施策推進に努めます。

2 地域防災力の強化を図ります。

◆ 地域で助け合う体制づくり

「自分たちの地域は自分たちで守る」ための自主防災組織の結成促進に努めるとともに、資機材の整備や訓練などの支援を推進します。また、高齢者や障がい者などを対象とした避難行動要支援者名簿の適正な管理に努めるとともに、避難支援等関係者との連携強化を図ります。

◆ 地域消防体制の支援と強化

消防団協力事業所の登録を推進するとともに、「ぐんま消防団応援の店」事業等を活用し、地域における消防団活動の支援と団員の確保に努めます。また、消防署や女性防火クラブとの訓練等の継続や自主防災組織が実施する訓練への参画等を通じ、防災関係機関との連携による消防体制の強化を図ります。

◆ 防災意識の醸成

住民参加型の総合防災訓練や出前講座などを通して、「自分の命は自分で守る」意識を醸成し、市民の防災意識の高揚・啓発を推進します。また、平時からの備えと災害時の自主的な防災活動の促進を図ります。

3 救急体制の充実を図ります。

◆ 救急体制の充実

救急救命士の計画的な養成や高規格救急車の活用、医療機関との連携強化など、救急体制の強化を図ります。また、消防団員や女性防火クラブ員をはじめ、市民等に対し普通救命講習の積極的な受講を促進します。

4 有事への対応を図ります。

◆ 国民保護計画の周知

「安中市国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態や緊急対処事態等への対処について、広報・啓発活動を推進し、市民の理解と協力による体制構築を図ります。

市民の役割

- ▶ 市民一人ひとりが災害を想定した準備や避難方法についての知識を身に付け、災害時には自らの判断で率先して行動します。
- ▶ 普通救命講習等を積極的に受講し、救命知識の習得に努めます。
- ▶ 日頃から地域活動に積極的に参加し、地域の中でのつながりを築きます。
- ▶ 消防団活動に関心を持ちます。

関連する計画・指針等

- ・ 安中市地域防災計画【計画期間：平成 29 年度～】
- ・ 業務継続計画（BCP）【計画期間：平成 29 年度～】
- ・ 安中市国民保護計画【計画期間：平成 29 年度～】
- ・ 安中市水防計画【計画期間：平成 29 年度～】

2-7 消費者の保護

10年後の
目指す姿

- 悪質商法等の消費者トラブルが減少し、安心して暮らせるまちづくりが進んでいます。

5年間の
取組の方針

- 消費生活センターの相談機能の強化を図ります。
- 消費者トラブルや被害防止に向けた広報・啓発活動を積極的に推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
高齢者からの相談割合	全相談に占める高齢者からの相談件数の割合	56%	53%	50%
出前講座参加者数	参加者延べ人数	121人	140人	150人

現状と課題

- 消費者ニーズの多様化や高度化が進展する中、消費者や商品・サービスを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、ニーズに即した商品やサービスが便利に入手できるようになった一方で、悪質な商法によるトラブルや高額な被害などの発生が懸念されます。
- 近年の消費生活センターへの相談件数の推移や内容を見ると、高齢者が被害に遭う事案が増加しています。また、インターネットや電子商取引、電子決済などに関連するトラブルの増加、悪質商法等の手口の巧妙化など、多様化・複雑化する状況を踏まえた消費者被害防止のための啓発や、被害に遭った場合の迅速かつ的確な相談対応が必要となっています。

施策展開の方向

1 相談体制の充実を図ります。

◆消費者への相談体制の充実

消費生活相談員など、消費者の保護に関わる職員の資質向上に努めます。また、関係機関との連携を強化し、消費者に対する相談体制の充実を図ります。

2 消費者トラブルの未然防止を図ります。

◆消費者の意識啓発の推進

広報紙やホームページ、パンフレット、出前講座等を活用し、悪質商法等への注意喚起や消費生活に関する意識の啓発を推進します。

◆消費生活の安定的な向上

家庭用品品質表示法、製品安全4法[※]及び計量法に基づく立ち入り検査の確実な実施に努め、品質表示の適正化、安全性の確保等を図ります。

市民の役割

▶ 安心して消費生活が送れるよう、情報や知識を積極的に得るよう努めます。

※ 製品安全4法：製品事故の未然防止・被害の拡大防止を目的とする4つの製品安全に関する法律の総称。消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を指す。

